

## **参考資料 3**

### **最終処分場最終処分場に係る 維持管理積立金制度に関する緊急調査結果**

## 1. 調査の概要

### 1-1. 調査の目的

維持管理積立の現状について把握するために、都道府県及び政令市（調査実施時の保健所設置市）を対象としてアンケート調査を行った。

### 1-2. 調査方法および期間

調査票は、平成 16 年 11 月 4 日事務連絡により調査対象自治体へ配布し、回答後各自治体から Fax もしくは電子メールにより回収した。

### 1-3. 調査項目

調査項目は以下のとおりである。

- ・維持管理積立金制度又は特定災害防止準備金制度を利用している産業廃棄物最終処分場に係る施設及びその残余容量  
国又は地方公共団体（港湾局を含む。）が設置する産業廃棄物最終処分場（維持管理積立金・特定災害防止準備金とも対象となっていない。）

以外の産業廃棄物最終処分場（民間・第3セクター等）について

- ・維持管理積立金制度に係る維持管理費用について  
維持管理に必要な費用（総額）の算定の基礎

維持管理積立金制度を利用している産業廃棄物最終処分場の概要、維持管理費用の内訳

- ・埋立て終了後の最終処分場の維持管理について

平成 16 年 10 月 1 日現在埋立てが終了している産業廃棄物最終処分場（H4.7.4 以降義務づけられた埋立処分終了届を届出済みのものが対象）の廃止または維持管理中の施設数

維持管理期間：

1. 平成 16 年 10 月 1 日現在までに廃止した処分場（廃棄物処理法に基づく廃止の届出又は確認を受けたもの）が維持管理に要した期間ごとの施設数
2. 平成 16 年 10 月 1 日現在埋立て終了後の維持管理を行っている処分場（埋立処分終了届出済みであり、かつ、廃棄物処理法に基づく廃止の届出をしていない又は確認を受けていないもの）が、最終的に維持管理に要すると見込まれる期間ごとの施設数

## 2. 調査結果

### ・維持管理積立金制度又は特定災害防止準備金制度を利用している産業廃棄物最終処分場に係る施設及びその残余容量

国又は地方公共団体（港湾局を含む。）が設置する産業廃棄物最終処分場（維持管理積立金・特定災害防止準備金とも対象となっていない。）

表 - 1 のとおり、平成 10 年 6 月 16 日以前に埋立を開始した処分場（以下、16 日以前）は、管理型 62 施設（残余容量約 1170 万 m<sup>3</sup>）、安定型 54 施設（残余容量約 140 万 m<sup>3</sup>）の合計 116 施設（残余容量約 1310 万 m<sup>3</sup>）であった。また、同 17 日以降に埋立を開始した処分場（以下、17 日以降）は、管理型 18 施設（残余容量約 600 万 m<sup>3</sup>）、安定型 13 施設（残余容量約 7.5 万 m<sup>3</sup>）の合計 31 施設（残余容量約 600 万 m<sup>3</sup>）であった。遮断型処分場は無かった。

施設当たりの残余容量は、16 日以前約 11.3 万 m<sup>3</sup>、17 日以降約 19.5 万 m<sup>3</sup>となっている。政令市から回答のあった管理型処分場において残余容量が平均的に大きい。

表 - 1 施設数と残余容量

		H10.6.16より前に埋立開始			H10.6.17以降埋立開始		
		施設数	残余容量(m3)	施設当たり残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)	施設当たり残余容量(m3)
管理型	都道府県	51	5,601,119	109,826	16	582,590	36,412
	政令市	11	6,096,432	554,221	2	5,390,390	2,695,195
	合計	62	11,697,551	188,670	18	5,972,980	331,832
安定型	都道府県	54	1,412,810	26,163	13	74,652	5,742
	政令市	0	0	0	0	0	0
	合計	54	1,412,810	26,163	13	74,652	5,742
遮断型	都道府県	0	0	0	0	0	0
	政令市	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
合計	都道府県	105	7,013,929	66,799	29	657,242	22,664
	政令市	11	6,096,432	554,221	2	5,390,390	2,695,195
	合計	116	13,110,361	113,020	31	6,047,632	195,085

注) は、維持管理積立金・特定災害防止準備金とも対象となっていない。

表 - 2 都道府県と政令市の構成比

		H10.6.16より前に埋立開始		H10.6.17以降埋立開始	
		施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)
管理型	都道府県	82%	48%	89%	10%
	政令市	18%	52%	11%	90%
安定型	都道府県	100%	100%	100%	100%
	政令市	0%	0%	0%	0%
遮断型	都道府県	-	-	-	-
	政令市	-	-	-	-
合計	都道府県	91%	53%	94%	11%
	政令市	9%	47%	6%	89%

表 - 3 埋立開始時期の構成比

		H10.6.16より前に埋立開始		H10.6.17以降埋立開始	
		施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)
管理型	都道府県	76%	91%	24%	9%
	政令市	85%	53%	15%	47%
	合計	78%	66%	23%	34%
安定型	都道府県	81%	95%	19%	5%
	政令市	-	-	-	-
	合計	81%	95%	19%	5%
遮断型	都道府県	-	-	-	-
	政令市	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-
合計	都道府県	78%	91%	22%	9%
	政令市	85%	53%	15%	47%
	合計	79%	68%	21%	32%

**以外の産業廃棄物最終処分場（民間・第3セクター等）について**

表 - 4 のとおり、16 日以前は、管理型 485 施設（残余容量約 6000 万 m<sup>3</sup>）、安定型 999 施設（残余容量約 5800 万 m<sup>3</sup>）、遮断型 28 施設（残余容量約 3.7 万 m<sup>3</sup>）の合計 1512 施設（残余容量約 11800 万 m<sup>3</sup>）であった。また、17 日以降は、管理型 69 施設（残余容量約 2900 万 m<sup>3</sup>）、安定型 111 施設（残余容量約 1170 万 m<sup>3</sup>）、遮断型 2 施設（残余容量約 0.14 万 m<sup>3</sup>）の合計 182 施設（残余容量約 4100 万 m<sup>3</sup>）であった。

表 - 7 のとおり、16 日以前のうち、特定災害防止準備金に係る認定を受けている処分場（表中、準備金利用あり）は、管理型では施設数で 11%（残余容量で 26%）、安定型では施設数で 5%（残余容量で 22%）、合計では施設数で 6%（残余容量で 24%）であった。また、17 日以降のうち、維持管理積立金の対象となっている処分場（表中、積立金利用あり）は、管理型では施設数で 83%（残余容量で 98%）となり残余容量的にはほぼ全部が積立金利用ありとなっている。なお、17 日以降のうち準備金利用のある処分場は、安定型では施設数で 2%（残余容量で 14%）、合計では施設数 32%（残余容量で 74%）であった。遮断型処分場は、全ての処分場で準備金の利用はなかった。

表 - 5 のとおり、施設当たりの残余容量は、準備金（積立金）利用ありの処分場の方が、利用なしの処分場より大きい。

表 - 4 以外の産業廃棄物最終処分場（民間・第3セクター等）について

		H10.6.16より前に埋立開始						H10.6.17以降埋立開始					
		準備金利用あり		準備金利用なし		合 計		準備金(積立金)利用あり		準備金(積立金)利用なし		合 計	
		施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)
管理型	都道府県	40	12,410,486	362	40,188,551	402	52,599,037	42	10,979,282	11	585,786	53	11,565,068
	政 令 市	12	2,997,596	71	4,326,454	83	7,324,050	15	17,563,973	1	26,000	16	17,589,973
	合 計	52	15,408,082	433	44,515,005	485	59,923,087	57	28,543,255	12	611,786	69	29,155,041
安定型	都道府県	41	11,946,408	816	32,283,026	857	44,229,434	2	1,643,873	98	6,930,337	100	8,574,210
	政 令 市	5	498,757	137	12,945,232	142	13,443,989	0	0	11	3,131,172	11	3,131,172
	合 計	46	12,445,165	953	45,228,258	999	57,673,423	2	1,643,873	109	10,061,509	111	11,705,382
遮断型	都道府県	0	0	24	34,612	24	34,612	0	0	2	1,400	2	1,400
	政 令 市	0	0	4	2,322	4	2,322	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	28	36,934	28	36,934	0	0	2	1,400	2	1,400
合 計	都道府県	81	24,356,894	1,202	72,506,189	1,283	96,863,083	44	12,623,155	111	7,517,523	155	20,140,678
	政 令 市	17	3,496,353	212	17,274,008	229	20,770,361	15	17,563,973	12	3,157,172	27	20,721,145
	合 計	98	27,853,247	1,414	89,780,197	1,512	117,633,444	59	30,187,128	123	10,674,695	182	40,861,823

注) 準備金利用あり・・・特定災害防止準備金に係る認定を受けている処分場  
 積立金利用あり・・・維持管理積立金の対象となっている処分場

表 - 5 施設当たり残余容量

		H10.6.16より前に埋立開始			H10.6.17以降埋立開始		
		準備金利用あり	準備金利用なし	合 計	準備金(積立金)利用あり	準備金(積立金)利用なし	合 計
		施設当たり残余容量(m3)	施設当たり残余容量(m3)	施設当たり残余容量(m3)	施設当たり残余容量(m3)	施設当たり残余容量(m3)	施設当たり残余容量(m3)
管理型	都道府県	310,262	111,018	130,843	261,411	53,253	218,209
	政令市	249,800	60,936	88,242	1,170,932	26,000	1,099,373
	合 計	296,309	102,806	123,553	500,759	50,982	422,537
安定型	都道府県	291,376	39,563	51,610	821,937	70,718	85,742
	政令市	99,751	94,491	94,676	0	284,652	284,652
	合 計	270,547	47,459	57,731	821,937	92,307	105,454
遮断型	都道府県	0	1,442	1,442	0	700	700
	政令市	0	581	581	0	0	0
	合 計	0	1,319	1,319	0	700	700
合 計	都道府県	300,702	60,321	75,497	286,890	67,725	129,940
	政令市	205,668	81,481	90,700	1,170,932	263,098	767,450
	合 計	284,217	63,494	77,800	511,646	86,786	224,516

表 - 6 都道府県と政令市の構成比

		H10.6.16より前に埋立開始						H10.6.17以降埋立開始					
		準備金利用あり		準備金利用なし		合 計		準備金(積立金)利用あり		準備金(積立金)利用なし		合 計	
		施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)
管理型	都道府県	77%	81%	84%	90%	83%	88%	74%	38%	92%	96%	77%	40%
	政令市	23%	19%	16%	10%	17%	12%	26%	62%	8%	4%	23%	60%
安定型	都道府県	89%	96%	86%	71%	86%	77%	100%	100%	90%	69%	90%	73%
	政令市	11%	4%	14%	29%	14%	23%	0%	0%	10%	31%	10%	27%
遮断型	都道府県	-	-	86%	94%	86%	94%	-	-	100%	100%	100%	100%
	政令市	-	-	14%	6%	14%	6%	-	-	0%	0%	0%	0%
合 計	都道府県	83%	87%	85%	81%	85%	82%	75%	42%	90%	70%	85%	49%
	政令市	17%	13%	15%	19%	15%	18%	25%	58%	10%	30%	15%	51%

表 - 7 準備金（積立金）利用の有無による構成比

		H10.6.16より前に埋立開始				H10.6.17以降埋立開始			
		準備金利用あり		準備金利用なし		準備金(積立金)利用あり		準備金(積立金)利用なし	
		施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)
管理型	都道府県	10%	24%	90%	76%	79%	95%	21%	5%
	政令市	14%	41%	86%	59%	94%	100%	6%	0%
	合計	11%	26%	89%	74%	83%	98%	17%	2%
安定型	都道府県	5%	27%	95%	73%	2%	19%	98%	81%
	政令市	4%	4%	96%	96%	0%	0%	100%	100%
	合計	5%	22%	95%	78%	2%	14%	98%	86%
遮断型	都道府県	-	-	100%	100%	0%	0%	100%	100%
	政令市	-	-	100%	100%	-	-	-	-
	合計	-	-	100%	100%	0%	0%	100%	100%
合計	都道府県	6%	25%	94%	75%	28%	63%	72%	37%
	政令市	7%	17%	93%	83%	56%	85%	44%	15%
	合計	6%	24%	94%	76%	32%	74%	68%	26%

表 - 8 埋立開始時期の構成比

		H10.6.16より前に埋立開始		H10.6.17以降埋立開始	
		施設数	残余容量(m3)	施設数	残余容量(m3)
管理型	都道府県	88%	82%	12%	18%
	政令市	84%	29%	16%	71%
	合計	88%	67%	12%	33%
安定型	都道府県	90%	84%	10%	16%
	政令市	93%	81%	7%	19%
	合計	90%	83%	10%	17%
遮断型	都道府県	92%	96%	8%	4%
	政令市	100%	100%	0%	0%
	合計	93%	96%	7%	4%
合計	都道府県	89%	83%	11%	17%
	政令市	89%	50%	11%	50%
	合計	89%	74%	11%	26%

・維持管理積立金制度に係る維持管理費用について

維持管理に必要な費用（総額）の算定の基礎について

表 - 9 のとおり、24 の都道府県、政令市が事業者の申請額に基づいて算定している。また、15 の都道府県、政令市が特定災害防止準備金における最終処分災害防止費用見積額における種別単価の上限値（平成3年7月15日衛環176号）にならって算定している。独自の算定ルールを設けていると回答した都道府県、政令市は無かった。

表 - 9 維持管理に必要な費用（総額）の算定の基礎について該当する選択肢

	都道府県	(割合)	政令市	(割合)	合 計	(割合)
1.特に算定ルールはなく、事業者の申請額に基づいて算定している。	15	35%	9	24%	24	30%
2.特定災害防止準備金における最終処分災害防止費用見積額における種別単価の上限値（平成3年7月15日衛環176号）にならって算定している。	11	26%	4	11%	15	19%
3.独自の算定ルールを設けている。	0	0%	0	0%	0	0%
4.該当する処分場がない。	17	40%	24	65%	41	51%
5.その他	0	0%	0	0%	0	0%
回答自治体数	43	100%	37	100%	80	100%

維持管理積立金制度を利用している産業廃棄物最終処分場の概要、維持管理費用の内訳

表 - 10 のとおり、35 の都道府県、政令市から、69 施設に関する情報を得た。

表 - 10 維持管理積立金制度を利用している産業廃棄物最終処分場

	都道府県	政令市	合 計
自治体数	23	12	35
提出数	54	15	69
自治体当たり提出数	2.35	1.25	1.97

データが得られた処分場について、埋立地の面積と維持管理積立金（総額）の関係を示すと図 - 1 のとおりとなる。全体的には埋立地の面積と積立金の間には相関関係が見られるが、積立金額が相関式よりもかなり低く設定されている処分場も散見される。

また、埋立地の面積と埋立地の面積 1m<sup>2</sup> あたりの維持管理積立金（種別単価）の関係を図 - 2、図 - 3 に示す。最終処分災害防止準備金における種別単価の価格とほぼ同額に設定されている処分場が多く見られるが、一方でその金額よりも著しく低い金額で設定されている処分場が散見される。

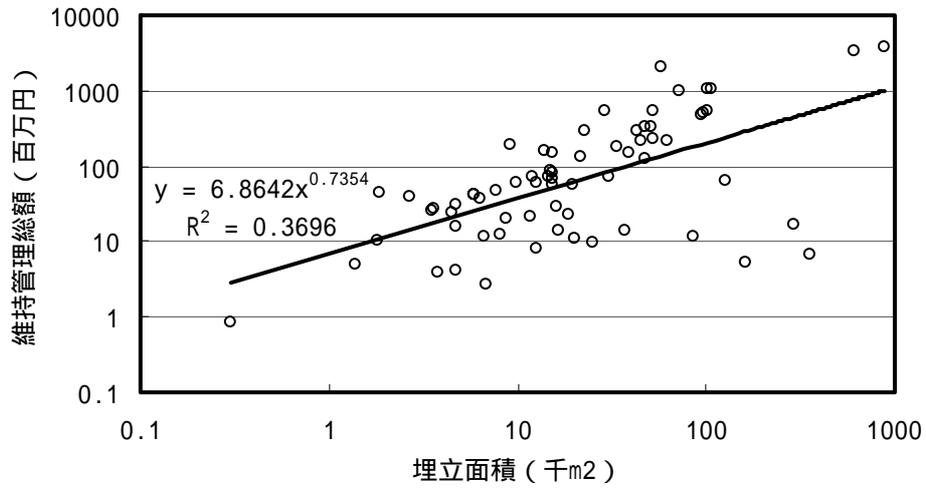


図 - 1 埋立地の面積と維持管理積立金（総額）の関係

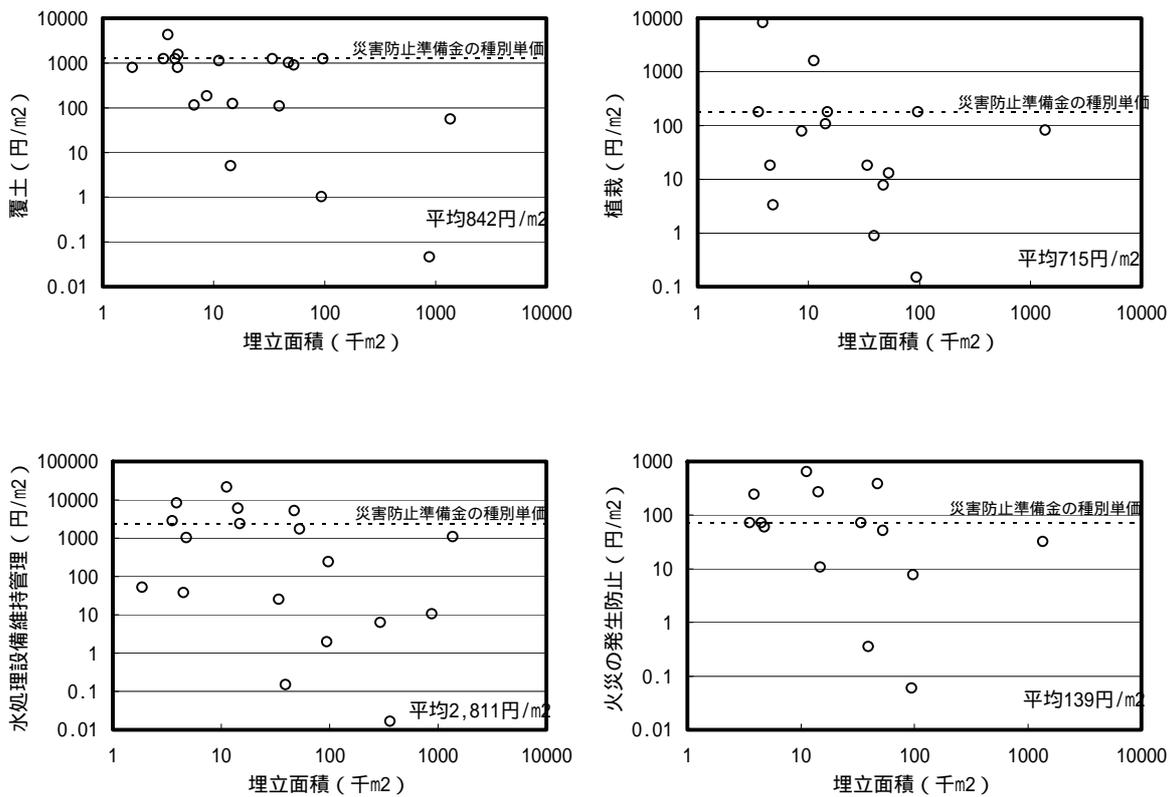


図 - 2 埋立地の面積と維持管理積立金（種別単価）の関係（1）

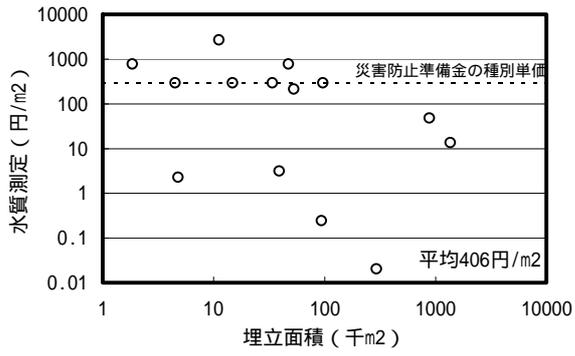
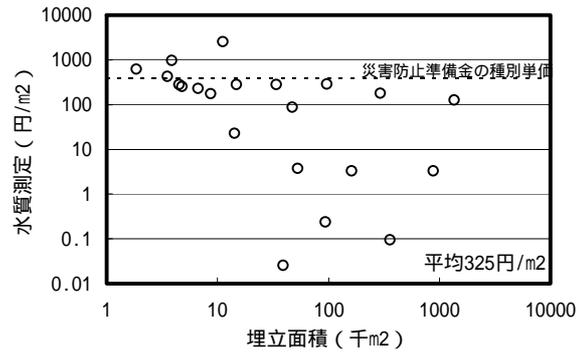
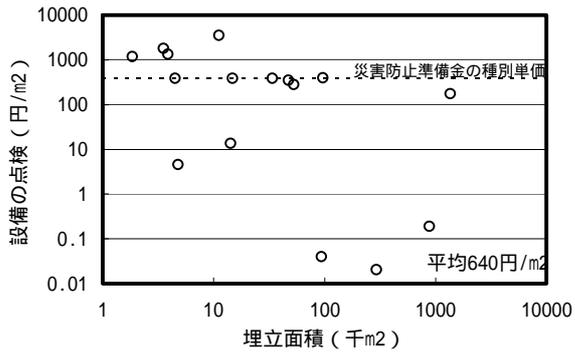


図 - 3 埋立地の面積と維持管理積立金 (種別単価) の関係 ( 2 )

## ・埋立て終了後の最終処分場の維持管理について

### 現在の状況

表 - 11 のとおり、平成 16 年 10 月 1 日現在埋立てが終了している産業廃棄物最終処分場（H4.7.4 以降義務づけられた埋立処分終了届を届出済みのものが対象）のうち、廃止された施設（廃棄物処理法に基づく廃止の届出又は確認を受けたもの）は、安定型 442 施設、管理型 156 施設、遮断型 6 施設の合計 604 施設であった。

また、維持管理中の施設は、安定型 184 施設、管理型 160 施設、遮断型 21 施設の合計 365 施設であった。

表 - 11 現在の状況

	廃止された施設数			維持管理中の施設数		
	都道府県	政令市	合計	都道府県	政令市	合計
安定型	334	108	442	162	22	184
管理型	128	28	156	123	37	160
遮断型	5	1	6	19	2	21
合計	467	137	604	304	61	365

### 維持管理期間

#### 1. 平成 16 年 10 月 1 日現在までに廃止した処分場（廃棄物処理法に基づく廃止の届出又は確認を受けたもの）が維持管理に要した期間ごとの施設数

埋立開始時期別に、廃止後の維持管理に要した期間を集計した。

埋立開始時期は、S52.3.14～H4.7.3、H4.7.4～H10.6.16、H10.6.17 以降の 3 区分とした。

また、維持管理に要した期間は、以下の区分とした：

- ・安定型は、2 年未満、2 年以上 5 年未満、5 年以上 15 年未満、15 年以上 25 年未満、25 年以上の 5 区分、
- ・管理型は、2 年未満、2 年以上 5 年未満、5 年以上 15 年未満、15 年以上 25 年未満、25 年以上 35 年未満、35 年以上の 6 区分。

施設数を表 - 12 に、埋立開始時期毎の、維持管理に要した期間別の施設数割合を表 - 13 に掲げる。

図 - 1、図 - 2 のとおり、埋立開始時期が古いほど、維持管理に要した期間が長くなる傾向にあり、特に安定型ではっきりその傾向が現れている。

表 - 12 維持管理に要した期間（施設数）

維持管理に要した期間	埋立開始時期の内訳（施設数）				
	S52.3.14～H4.7.3	H4.7.4～H10.6.16	H10.6.17～		
安定型	2年未満	都道府県	188	42	3
		政令市	32	7	2
		合計	220	49	5
	2年以上5年未満	都道府県	39	15	1
		政令市	8	3	0
		合計	47	18	1
	5年以上15年未満	都道府県	29	1	0
		政令市	17	2	0
		合計	46	3	0
	15年以上25年未満	都道府県	5	0	0
		政令市	1	0	0
		合計	6	0	0
	25年以上	都道府県	0	0	0
		政令市	0	0	0
		合計	0	0	0
管理型	2年未満	都道府県	74	11	2
		政令市	4	0	2
		合計	78	11	4
	2年以上5年未満	都道府県	27	4	0
		政令市	5	2	0
		合計	32	6	0
	5年以上15年未満	都道府県	23	3	0
		政令市	7	0	0
		合計	30	3	0
	15年以上25年未満	都道府県	2	0	0
		政令市	1	0	0
		合計	3	0	0
	25年以上35年未満	都道府県	0	0	0
		政令市	0	0	0
		合計	0	0	0
	35年以上	都道府県	0	0	0
		政令市	0	0	0
		合計	0	0	0

表 - 13 維持管理に要した期間（施設割合）

維持管理に要した期間		埋立開始時期の内訳（施設割合）			
		S52.3.14～H4.7.3	H4.7.4～H10.6.16	H10.6.17～	
安定型	2年未満	都道府県	72%	72%	75%
		政令市	55%	58%	100%
		合計	69%	70%	83%
	2年以上5年未満	都道府県	15%	26%	25%
		政令市	14%	25%	0%
		合計	27%	56%	20%
	5年以上15年未満	都道府県	11%	2%	0%
		政令市	29%	17%	0%
		合計	28%	15%	0%
	15年以上25年未満	都道府県	2%	0%	0%
		政令市	2%	0%	0%
		合計	4%	0%	0%
	25年以上	都道府県	0%	0%	0%
		政令市	0%	0%	0%
		合計	0%	0%	0%
管理型	2年未満	都道府県	59%	61%	100%
		政令市	24%	0%	100%
		合計	55%	55%	100%
	2年以上5年未満	都道府県	21%	22%	0%
		政令市	29%	100%	0%
		合計	22%	30%	0%
	5年以上15年未満	都道府県	18%	17%	0%
		政令市	41%	0%	0%
		合計	21%	15%	0%
	15年以上25年未満	都道府県	2%	0%	0%
		政令市	6%	0%	0%
		合計	2%	0%	0%
	25年以上35年未満	都道府県	0%	0%	0%
		政令市	0%	0%	0%
		合計	0%	0%	0%
	35年以上	都道府県	0%	0%	0%
		政令市	0%	0%	0%
		合計	0%	0%	0%

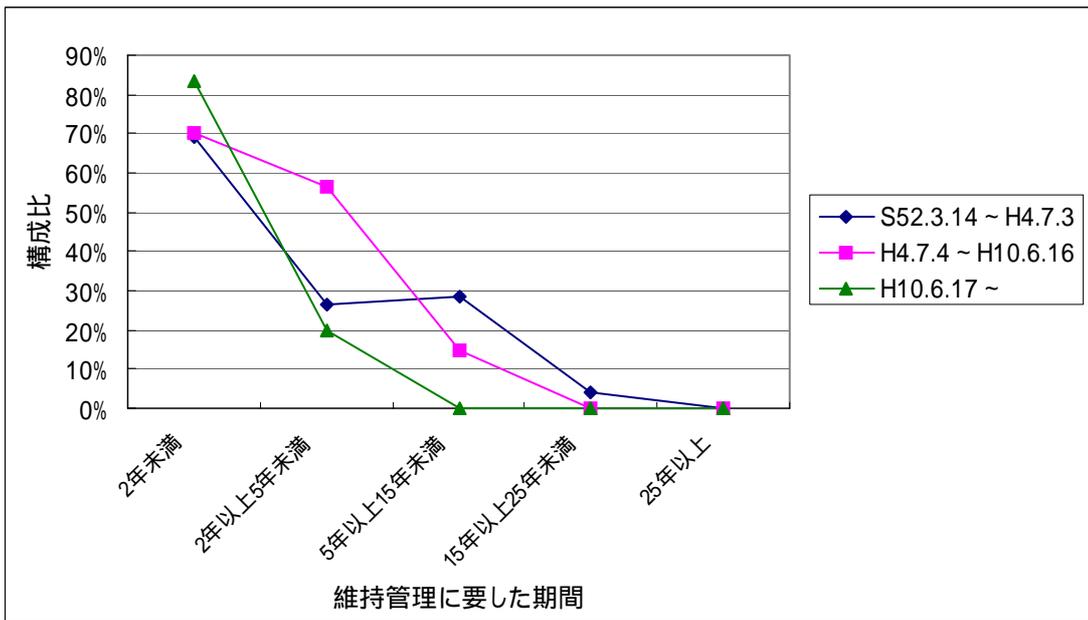


図 - 1 維持管理に要した期間 (安定型)

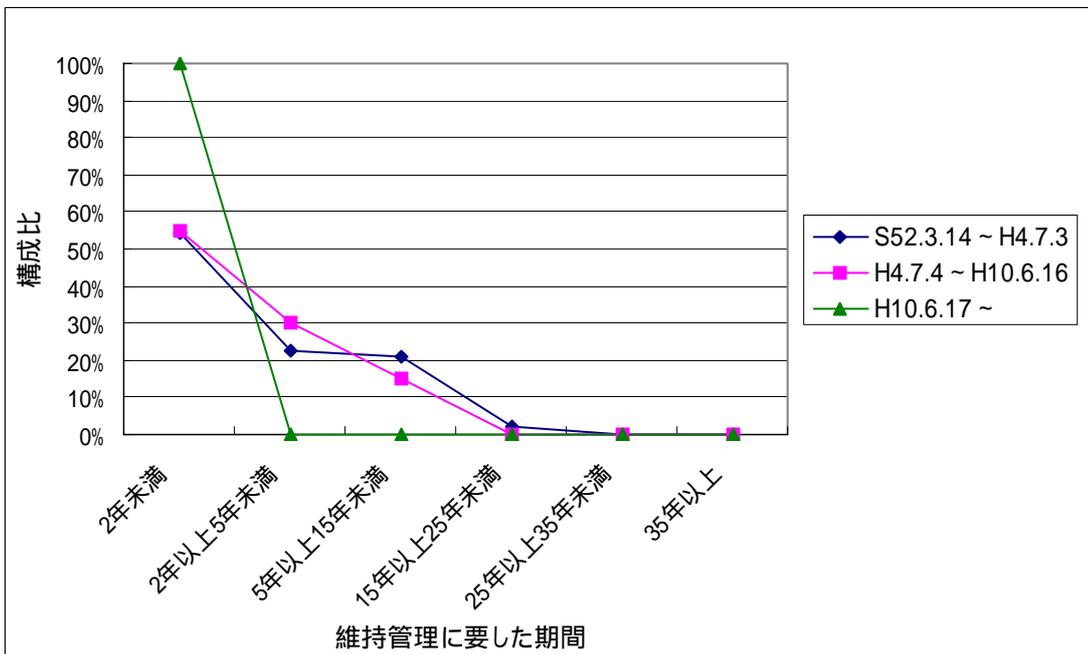


図 - 2 維持管理に要した期間 (管理型)

2. 平成 16 年 10 月 1 日現在埋立て終了後の維持管理を行っている処分場（埋立処分終了届出済みであり、かつ、廃棄物処理法に基づく廃止の届出をしていない又は確認を受けていないもの）が、最終的に維持管理に要すると見込まれる期間ごとの施設数

都道府県、政令市にわかる範囲での回答を求めた結果を、施設数を表 14 に、埋立開始時期毎の、維持管理に要すると見込まれる期間別の施設数割合を表 15 に掲げる。

図 3、図 4 に、期間による施設数割合の変化を示す。

表 - 14 維持管理に要すると見込まれる期間（施設数）

	維持管理に要すると見込まれる期間	埋立開始時期の内訳（施設数）			
		S52.3.14～H4.7.3	H4.7.4～H10.6.16	H10.6.17～	
安定型	2年未満	都道府県	11	4	2
		政令市	2	0	0
		合計	13	4	2
	2年以上5年未満	都道府県	20	9	1
		政令市	6	1	0
		合計	26	10	1
	5年以上15年未満	都道府県	19	1	1
		政令市	6	1	0
		合計	25	2	1
	15年以上25年未満	都道府県	1	2	0
		政令市	3	1	0
		合計	4	3	0
25年以上	都道府県	0	0	0	
	政令市	0	0	0	
	合計	0	0	0	
管理型	2年未満	都道府県	7	0	0
		政令市	0	0	0
		合計	7	0	0
	2年以上5年未満	都道府県	14	1	2
		政令市	1	0	0
		合計	15	1	2
	5年以上15年未満	都道府県	22	2	0
		政令市	7	1	0
		合計	29	3	0
	15年以上25年未満	都道府県	1	1	0
		政令市	9	2	0
		合計	10	3	0
	25年以上35年未満	都道府県	0	0	0
		政令市	3	0	0
		合計	3	0	0
	35年以上	都道府県	0	0	0
		政令市	0	0	0
		合計	0	0	0

表 - 15 維持管理に要すると見込まれる期間（施設割合）

維持管理に要すると見込まれる期間		埋立開始時期の内訳（施設割合）			
		S52.3.14～H4.7.3	H4.7.4～H10.6.16	H10.6.17～	
安定型	2年未満	都道府県	22%	25%	50%
		政令市	12%	0%	-
		合計	19%	21%	50%
	2年以上5年未満	都道府県	39%	56%	25%
		政令市	35%	33%	-
		合計	42%	67%	50%
	5年以上15年未満	都道府県	37%	6%	25%
		政令市	35%	33%	-
		合計	49%	33%	33%
	15年以上25年未満	都道府県	2%	13%	0%
		政令市	18%	33%	-
		合計	7%	43%	0%
	25年以上	都道府県	0%	0%	0%
		政令市	0%	0%	-
		合計	0%	0%	0%
管理型	2年未満	都道府県	16%	0%	0%
		政令市	0%	0%	-
		合計	11%	0%	0%
	2年以上5年未満	都道府県	32%	25%	100%
		政令市	5%	0%	-
		合計	23%	14%	100%
	5年以上15年未満	都道府県	50%	50%	0%
		政令市	35%	33%	-
		合計	45%	43%	0%
	15年以上25年未満	都道府県	2%	25%	0%
		政令市	45%	67%	-
		合計	16%	43%	0%
	25年以上35年未満	都道府県	0%	0%	0%
		政令市	15%	0%	-
		合計	5%	0%	0%
35年以上	都道府県	0%	0%	0%	
	政令市	0%	0%	-	
	合計	0%	0%	0%	

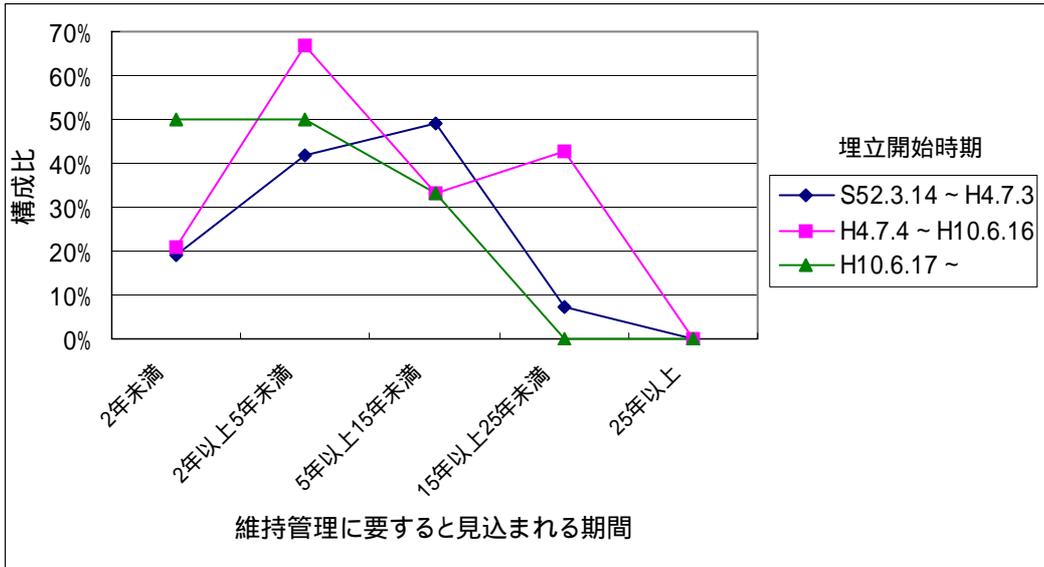


図 - 3 維持管理に見込まれる期間（安定型）

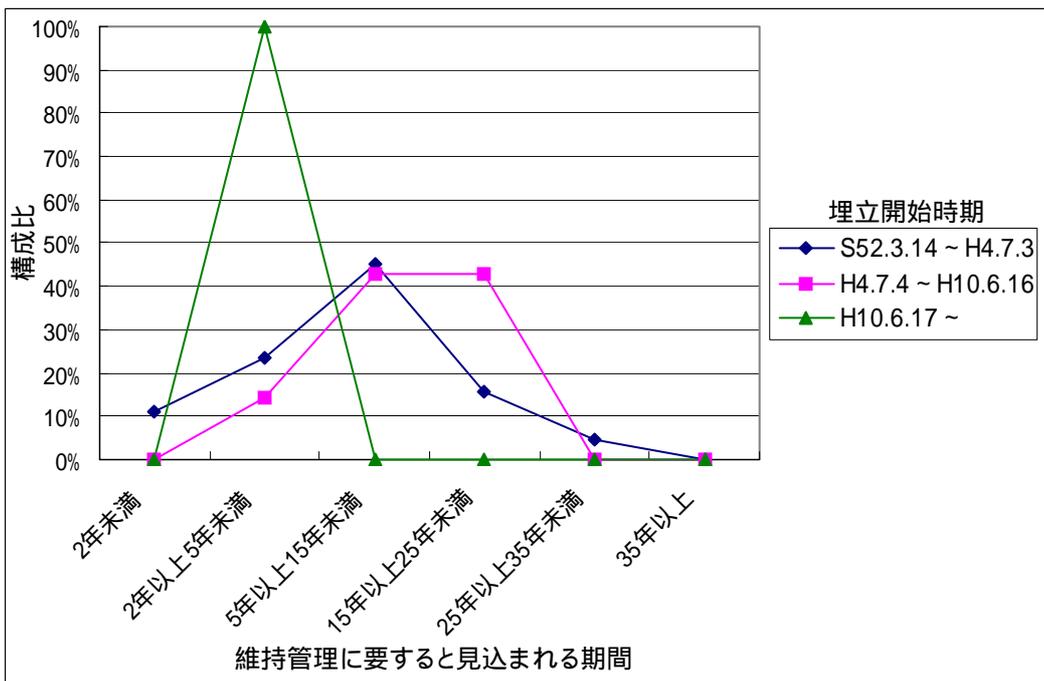


図 - 4 維持管理に見込まれる期間（管理型）

## 維持管理積立金についての意見・要望

以下の意見・要望が回答された。

- ・ 最終処分場の埋立終了後の維持管理費は、埋立開始時期に関わらず、必要とされるものなので、H10.6.17以降に埋立開始した処分場のみ維持管理積立金を義務付けるのではなく、全ての管理型最終処分場を対象として義務付けるべきである。また、遮断型、安定型最終処分場においても埋立終了後、水質検査費用等相応の維持管理費が必要となることから同様に義務付けるべきである。  
最終処分に限らず、焼却施設に対しても廃止後に膨大な解体費が必要となり、廃止された焼却炉は放置される可能性が大きいことから、積立金制度義務付け速やかな解体が行われるようにすべきである。
- ・ 事業者より特定災害防止準備金に係る所得税・法人税の優遇措置を求める要望があることから、是非延長することを求める。最終処分場の適正管理に繋がると思う。
- ・ 費用算定の基準について埋立終了後廃止までの期間、及び維持管理項目毎の単価等、判断の指針を作成願う、平成10年6月以降に併用されている管理型処分場にも、廃棄物処理法の維持管理積立金制度を適用するよう法改正を願う
- ・ 維持管理積立金制度に係る維持管理費用について、維持管理に必要な費用(総額)の算定ルールを明確にされたい。最終処分場の「設置及び維持管理を的確にかつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。」(施行規則第12条の2の3)について、基準の明確化を図られたい。
- ・ 埋立終了届出前に維持管理積立金の取戻しが可能なように制度改革を行って欲しい。なぜならば、埋立終了間近になると搬入量が極端に落ちこみ処分場が収入減となり、事業者には当該年度の維持管理積立金の払い込みもかなりの負担となっている。また、浸出水量変動に併せて施設の改造をしなければならず、収入が減少しているなか積立金支払い、施設維持管理費の捻出がするのは困難な状況であるため、埋立終了前に積立金の取戻しが必要である。
- ・ 設置許可に限らず、変更許可(増設等)についても維持管理積立金制度の対象とされたい。
- ・ 一定金額以上の積立が義務付けられるような算定根拠がないことは問題と思われる。また、面積比率で積算する方式のみならず、積立最低額の設定が必要ではないか。維持管理は事後的にどの程度費用を要するか予測しきれない部分があるため、保険加入義務という形式が最も適していると思われる。
- ・ 算定基準を明確化すると共に、(環境省で統一的な指針を示す)その単価については、時点見直しを行うようにして、全ての処分場で統一的運用が図られるようにされたい。また、安定型処分場やミニ処分場も対象とされたい。
- ・ 維持管理積立金制度の積立額の算定基準について、埋立処分終了後における維持管理費や埋立予定日時等、事業者の計画により変動する値を基に算定しており、実際の金額等と大きく異なったり業者間での開きが大きくなることもあるため、標準的な値を設定すべきである。また、維持管理積立金制度は安定型処分場や平成10年6月17日以前に埋立開始している既存施設についても適用すべきで、特定災害防止準備金制度については、準備金を目的外に使用する業者もあり、見なおすべきと考える。
- ・ 本県においては、現在のところ、維持管理積立金制度及び特定災害防止準備金制度を利用している産業廃棄物最終処分場の事例はなく、同制度の活用に関する相談があった場合の説明資料を持ち合わせておらず、同制度を説明する資料があれば、ご恵与頂きたい。また、各都道府県の同制度活用状況(活用している都道府県等の状況)について、取りまとめられた場合には、取りまとめ結果を各都道府県等にフィードバックいただければ、今後の参考となる。
- ・ 管理型最終処分場だけでなく、全ての最終処分場を対象として、維持管理積立金制度が適用されることが望ましい。

- ・ 算定ルールを明確に示していただきたい。
- ・ 埋立終了から廃止までに要する期間を判断するために指標となるものが全くないので、必要な総額の妥当性を判定できず困っている。埋立てた廃棄物の種類と量、埋立て期間などを元に、他に判断材料がない場合に利用できる指標を下さい。
- ・ 維持管理積立金制度の対象外である平成 10 年 6 月 17 日に供用されている、いわゆる既設廃棄物最終処分場についても対象としてほしい。
- ・ 埋立容量に対し、年間埋立量の累積による維持管理積立金の算定方法が良いと思われる。
- ・ 安定型処分場への維持管理積立金制度の拡大（埋立終了後の覆土、雨水排水溝敷設、浸出水、地下水の水質測定等についての維持管理費用に充てるため）

以上